

令和元年度第4回全国健康保険協会長野支部評議会

◇日 時：令和2年1月20日（月）14：00～

◇場 所：全国健康保険協会長野支部 会議室

◇出席評議員：沓掛評議員、更級評議員、戸井田評議員、長瀬評議員、山崎評議員、油井評議員（五十音順）

◇議 事

（１）令和２年度長野支部保険料率について

（２）令和２年度長野支部事業計画について

（３）その他

１．開会

２．支部長挨拶

○清水支部長

皆様、こんにちは。

改めまして、新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

大変お忙しい中、今年もまた何度かお集まりいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、何と申しましても、台風の被害が非常に大変な出来事として最も印象に残っているところですが、年の瀬に来て少し明るい話題もありました。年末に、国民健康保険中央会から都道府県別の健康寿命に関するリリースがありました。要介護度をもとに算出した補完的な指標で、３年毎に公表されているものです。この健康寿命が、長野県は４回連続で第１位という発表でした。

年が変わりまして、今年は、医療保険制度改革の具体策をまとめた関連法案が秋の臨時国会に提出される予定となっております。医療保険制度にとって少し動きがある年になりそうです。国民皆保険制度を維持していくために給付と負担のバランスを見直す議論が本格化し、法制化されるということでもあります。後期高齢者医療の本人負担を、所得に応じて原則１割から２割にするということ、あるいは大病院を紹介状なしで受診したときの定額５,０００円以上の負担について、現在の４００床以上の病院から２００床以上の病院に拡大するといった改正が行われる見込みです。また、短時間勤務のパートタイマーの方の健康保険の適用につきまして、厚生年金保険と併せて拡大するということも言われておりま

す。こういった議論がこれから盛んに行われることと思いますが、私どもとしてもアンテナを高くしてしっかりと情報収集を行い、的確に対応していかなければならないと考えております。

本日の評議会では、事前にご案内申し上げました資料に沿いまして、令和2年度の支部単位の保険料率及び令和2年度の支部の事業計画につきまして、ご意見をお伺いできればと思います。

保険料率の基本的な考え方につきましては、前回までの評議会において皆様方にご意見をお伺いしているところです。協会けんぽのスタンスとして中長期的な視点で考えるということ、協会の財政状況あるいは外部環境等に大きな変化がなければ保険料率10%維持を前提に議論を進めるということをご説明申し上げました。このことに関しましては、前回までに評議員の皆様方のご賛同をいただいているものと考えているところですが、各支部の具体的な保険料率が出揃ってまいりましたので、しつこいようですが今一度ご意見をお伺いできればと思います。その上で、本日頂戴するご意見も含め、これまでの意見を取りまとめまして、支部長の私から当協会の理事長宛てに長野支部の意見書ということで提出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、事業計画の詳細につきましても、一部のK P Iを除いて出揃ってまいりました。こちらもご意見をお伺いしたいと思います。

本日も、率直なご意見をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議事

(1) 令和2年度長野支部保険料率について

【資料1】により中井企画総務部長から説明

○油井評議員

確認させていただきたいのですが、資料17ページ協会けんぽ収支見込（介護分）の「介護保険非該当者（9.69→9.70）」というのは、何が0.01%上がると理解すればよいのでしょうか。介護保険に該当しないなら上がらないのではないかという気がしたものですから。

○中井企画総務部長

説明不足で申し訳ございません。

ここに記載している料率は、健康保険料率と介護保険料率を合算した数値です。介護保険非該当者については健康保険料率だけの数値になります。0.01%の上昇分は健康保険料率が上がることを指しています。

○長瀬議長

他にご質問やご意見等ございますか。前回までにもご意見を伺っているところですが、特段ご異論等がないかどうか、今一度確認させていただければと思います。

まず、長野支部の保険料率を9.70%とすることにつきまして、何かご異論等ありますでしょうか。前回までの議論及び先ほどのご説明からも、この点についてはご異論ないということで、皆様よろしいでしょうか。

次に、激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入についてはどうでしょうか。激変緩和措置は期限通りの令和2年3月31日で終了させ、インセンティブ制度について令和2年度保険料率より反映させることに賛成ということで、よろしいでしょうか。

最後に、保険料率の変更時期については、令和2年4月納付分からということで、これも特に異論はございませんでしょうか。

それでは、特段異論はないということで、これまでの意見をまとめていただき、支部長意見の提出をお願いします。

ところで、私から一つ伺いたいのですが、この先10年の収支見通しでは、3つの賃金上昇率いずれのパターンにおいても、将来的には平均保険料率10%を維持できなくなる見込みです。いずれは10%を超えざるを得ないということですよね。そういった状況ですので、さらにその先の2030年以降についても、ある程度見通しを立てて備えていく必要があると思います。10年先の議論さえなかなか難しいところではありますが、今何かご意見がありましたらお聞かせください。

○清水支部長

高齢者人口がピークを迎える2040年まで労働人口が減っていく中で、現在の保険料率の仕組みを維持するには、おっしゃる通りいずれ10%よりも引き上げざるを得ない時期が来ることが予想されます。その時期を少しでも遅らせることができるよう、医療費適正化に取り組んでいくことが、保険者の役割であると考えます。

また、その時期が来たからといって、簡単に保険料率を引き上げられるものでもありません。政治的な判断にもなってまいります。国庫補助を増額する

といった議論も必要になってくるのではないかと考えられます。

○長瀬議長

この10年を振り返ってみましても、国庫補助の議論や、後期高齢者医療等への拠出金の議論がありました。今後の10年というのは、これまで以上に、現在のままの保険料率の仕組みでよいのかといった議論も行っていかなければならないと思われます。もちろん医療費を抑えるという努力は必要かと思いますが、それだけでは限界があります。さらに先を見据えた議論の参考になる資料や、議論の進め方の判断材料となるようなものを、提示できるときにご提示いただけるとありがたいと思います。

(2) 令和2年度事業計画について

【資料2】により基盤的保険者機能関係を千葉業務部長から、戦略的保険者機能関係、組織体制関係、K P I、予算関係を中井企画総務部長から説明

○長瀬議長

保険者機能強化予算の内、債権電話督促の予算165万円が不承認になっています。その理由と、予算が承認されなかったことが支部の事業にどのように影響してくるのか、教えてください。

○中井企画総務部長

協会けんぽ全体として、債権電話督促については業者への委託を行わない方針になりました。したがって、支部の職員による電話督促を実施してまいりたいと考えております。支部の職員が委託業者と同じように夜間や休日に電話を行うのは限界がありますが、方法を工夫しながら実施してまいります。

○戸井田評議員

基盤的保険者機能関係で、資料4ページに「オンライン資格確認の円滑な実施」として「マイナンバーカードの保険証利用促進」とありますが、これはどのようなものなのか、説明をお願いしますでしょうか。マイナンバーカードがそのまま保険証になるのでしょうか。今マイナンバーカードを持っている場合は、保険証として使えるようにするためにマイナンバーカードを交換する必要があるのでしょうか。そのあたりのことを、教えていただけたらと。

○千葉業務部長

マイナンバーカードを利用して、医療機関等で行う患者の資格確認をオンラインで行えるようにしようというもので、2021年3月を目途に開始することが閣議決定されています。マイナンバーカード普及のための国の施策の一環ですが、医療機関等や保険者にとっても、資格過誤によるレセプト返戻の発生を防いだり、患者本人の同意のもと薬剤情報や特定健診情報のデータを経年で閲覧したりすることが可能になるといったメリットがありますので、協会としても利用促進に協力してまいります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、ポータルサイトで利用登録することにより保険証の機能が追加されますので、カード自体の交換は必要ありません。また、医療機関等で保険証の記号番号等を入力してオンライン資格確認を行うことも可能で、現在の保険証が使用できなくなるわけではありません。医療機関等で資格確認を行うには、カードリーダーの導入が必要です。2021年3月の利用開始までに、6割程度の医療機関等での導入を目指すとされています。保険証が全く必要なくなるわけではありません。

○沓掛評議員

マイナンバーカードをいろいろな用途に活用できるようにしようということだと思いますが、一つのカードにいろいろな機能を持たせると、確かに便利にはなりますが、混乱を招くことも多々あるのではないのでしょうか。利用する加入者や、保険証の事務を行う事業所への周知を、しっかり行ってほしいと思います。広く浸透して、使いやすいものになればいいと思います。

○油井評議員

令和元年度は、公務員とその家族が率先してマイナンバーカードを取得するようにと、国から自治体に要請がありました。協会けんぽにも同じような要請が来ているのですか。

○清水支部長

今のところ、正式にはそのような要請は来ておりませんが、国の重点施策であることから、積極的に協力していく必要があると考えています。

○油井評議員

マイナンバーカードの発行事務を担う市町村の立場からいたしますと、利用開始の直前になって発行手続きが集中するようなことがありますと、事務がパ

ンクしてしまう事態にもなりかねません。今後、協会けんぽにも具体的な要請があるかもしれませんが、2021年3月の利用開始に向けて計画的にカードの取得を進めていただけたらと思います。

○山崎評議員

資料3ページの「保険証回収強化」に関連して質問させてください。退職したのに会社が資格喪失届を提出してくれなくて、国民健康保険に入れずに困っているといった相談を受けたことがあります。そういう場合、何か対応方法はあるのですか。

○千葉業務部長

事業主は、退職の翌日から5日以内に資格喪失届を日本年金機構へ提出するよう定められています。資格喪失届が提出されない限り、事業所には退職した方の分も健康保険と厚生年金の保険料が請求されることになりますので、資格喪失手続きをしないことについて会社にもメリットはなく、いつまでも届け出をしないということは通常は考えられません。

もしかするとご質問のケースは、例えば雇用関係で会社ともめているとか、何か特殊な事情がおりなのではないでしょうか。

○山崎評議員

従業員だった人は、とにかく国保に加入したいというのですが、資格喪失届が会社から提出されない限り何もできないということですか。

○千葉業務部長

国民健康保険では、退職により協会けんぽの健康保険の資格がなくなったことを確認できる会社の証明がないと、いつから国民健康保険に加入させたらよいかわかりません。

事業所が手続きをどうしてもしてくれないのであれば、日本年金機構に調査を依頼するしかないと思います。それでも駄目でしたら、労働基準監督署から指導していただくというようなことになろうかと思います。

○山崎評議員

その元従業員の方は、もう会社を辞めているのに協会けんぽの保険証を使うわけにはいかないと、医療機関を受診できず困っていたので、何か方法がないかと思ひまして。ありがとうございました。

もう1点質問ですが、資料11ページの「オンライン資格確認の円滑な実施」のK P Iについて、令和2年度支部事業計画の目標50.0%以上に対し、令和元年度支部見込みは21.3%で目標未達成の見込みとなっています。目標との差がこれほど大きく開いているのは、何か理由があるのでしょうか。

○千葉業務部長

このK P Iは、協会けんぽからU S Bトークンを配布した医療機関における利用率を指標としています。長野支部で現在U S Bトークンを配布している医療機関は、8医療機関しかありません。その医療機関の中でも、協会けんぽの患者のときだけU S Bトークンを使って資格確認を行うのは事務処理が煩雑になる等の理由から、実際に利用するのが難しい医療機関もあり、思うように利用が進んでいないというのが現状です。

なお、今後の利用が見込めない医療機関からはU S Bトークンを回収することも視野に入れて、K P Iの達成に向け取り組んでまいります。

○油井評議員

オンライン資格確認というと、大掛かりなシステムでやっておられるイメージでしたが、簡単に回収することができるものなのですか。

○千葉業務部長

U S Bトークンは、インターネットにつながっているパソコンに挿入すると、協会の資格確認システムに接続できる、デジタルの鍵のようなものです。もちろん厳重なパスワードがかかっています。その鍵を医療機関にお貸しして、医療機関で使っているパソコンで資格確認を行っていただいています。

○長瀬議長

資料10ページ「効果的なレセプト点検の推進」について、レセプト点検の査定率のK P Iを前年度実績以上とされています。予算や人員の制約がある中、毎年度数値を上げていくのは非常に難しいのではないかと思います。そのあたりは実際いかがでしょうか。

○千葉業務部長

レセプトの内容点検につきましては、個々の点検員のスキルによるところが大きいです。社会保険診療報酬支払基金とも連携しながら、点検員のスキル向上を図ることにより、目標達成を目指してまいります。

常に「前年度以上」という目標設定はいつまでも続くものではありませんが、今のところはそれぐらい高く目標を持ち、技量を磨いてまいりたいと考えています。

○長瀬議長

担当職員に過度な負担がかかるようなことのないように、お願いします。

○更級評議員

事業計画の基本方針の中にも新たな施策の導入とありますが、実際に職場で新しいことをやるというのはなかなか難しいことではないかと思います。前例踏襲に陥らないよう、こうしてK P Iの数値目標を決めてやっていくというのはとてもいいことだと思います。職員一人当たりの業務量はそう簡単には減らないでしょうが、既存の事業の見直しも並行して進めながら、引き続き取り組んでいただければと思います。

(3) その他

【資料3】により中井企画総務部長から、令和2年度の長野支部評議会スケジュール案について説明。特段の意見なし

4. 閉会

○長瀬議長

最後に、今回の議事録の確認者を決めさせていただきます。学識経験者を代表いたしまして私が、事業主を代表いたしまして沓掛評議員に、被保険者を代表いたしまして戸井田評議員をお願いいたします。後日、事務局より議事録が送られてまいりますので、確認をお願いします。

以上をもちまして、第4回評議会を終了いたします。ありがとうございました。